

ふくいエコはぴねす住宅の性能に関する認証基準

(趣旨)

第1 この基準は、ふくいエコはぴねす住宅の認証をするにあたり求められる性能に関する基準（以下「ふくいエコはぴねす住宅基準」という。）について定めるものとする。

(適用範囲)

第2 この基準は、新築住宅および断熱改修を住宅全体について行う改修住宅（以下「全体改修住宅」という。）について適用する。

(用語の定義)

第3 この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居室、台所、便所および浴室を有する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号。）第2条第1号の建築物をいう。）をいう。
- (2) 主要な断熱部位 屋根、天井、壁、床、基礎およびベランダ床（ベランダ下部が屋内空間である場合に限る。）の断熱をいう。
- (3) 外皮平均熱貫流率 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）における「外皮平均熱貫流率」をいう。
- (4) 相当隙間面積 住宅全体内の隙間の面積の合計を延床面積で除したものをいう。
- (5) 結露判定 プログラムや計算により結露発生の有無を判定することをいう。

(ふくいエコはぴねす住宅基準)

第4 新築住宅および全体改修住宅のふくいエコはぴねす住宅基準は、次の各号による。

(1) 断熱性能

次に掲げる外皮平均熱貫流率の基準を満たすものとする。

外皮平均熱貫流率（UA値）の基準	0.46 [W/m ² ·K] 以下
------------------	-------------------------------

(2) 気密性能

次に掲げる相当隙間面積の基準を満たすものとする。

相当隙間面積（C値）の基準	1.0 [cm ² /m ²] 以下
---------------	---

(3) 防露性能

主要な断熱部位（基礎を除く。）において夏季および冬季に内部結露が発生しないことを結露判定により確認していること。

2 外皮平均熱貫流率については、WEB プログラム等により計算し、計算した結果により確認する。ただし、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価を受けた住宅または長期優良住宅の普及の促進に関する法律、都市の低炭素化の促進に関する法律もしくは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律による認定を受けた住宅または登録建築物エネルギー消費性能判定機関からこれらの認定に係る技術的審査の適合証等を交付された住宅については、当該制度等の審査書類等の提出により確認できる場合はこれによらないことができるものとする。

3 相当隙間面積の測定は、気密工事完了後に一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が認定した気密測定技能者が試験を実施することとし、試験方法は「JIS A2201:2017 送風機による住宅等の気密性能試験法」または同財団の定める住宅の気密性能試験方法によるものとする。

附 則

この基準は、令和7年10月31日から施行する。